

廿日市市立佐伯中学校いじめ防止等に係る基本方針

令和8年4月1日
廿日市市立佐伯中学校

1 いじめ防止基本方針の策定

いじめは、決して許される行為ではない。いじめられている生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。

いじめを防止するためには、生徒・教職員・保護者・地域住民・関係機関等がいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、生徒自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「廿日市市立佐伯中学校いじめ防止等に係る基本方針」を策定し、本校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定める。さらにそれらを実施するための体制について定め、全ての生徒の健全育成及びいじめのない社会の実現のために策定した。

2 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめの態様】

- ア：冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ：仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ：軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ：ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ：金品をたかられる。
- カ：金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク：パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3 いじめ防止等に係る基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。そこで、学校長のリーダーシップのもと、生徒・教職員・保護者・地域住民・関係機関等が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

そこで、いじめを防止するための基本となる考え方を次の通りとする。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) 加害者への指導はもちろん、観衆や傍観者への指導、仲裁者を育てる指導をする。
- (3) 生徒全体に「いじめは許されない」との認識を持たせ、学級集団等においていじめをなくして

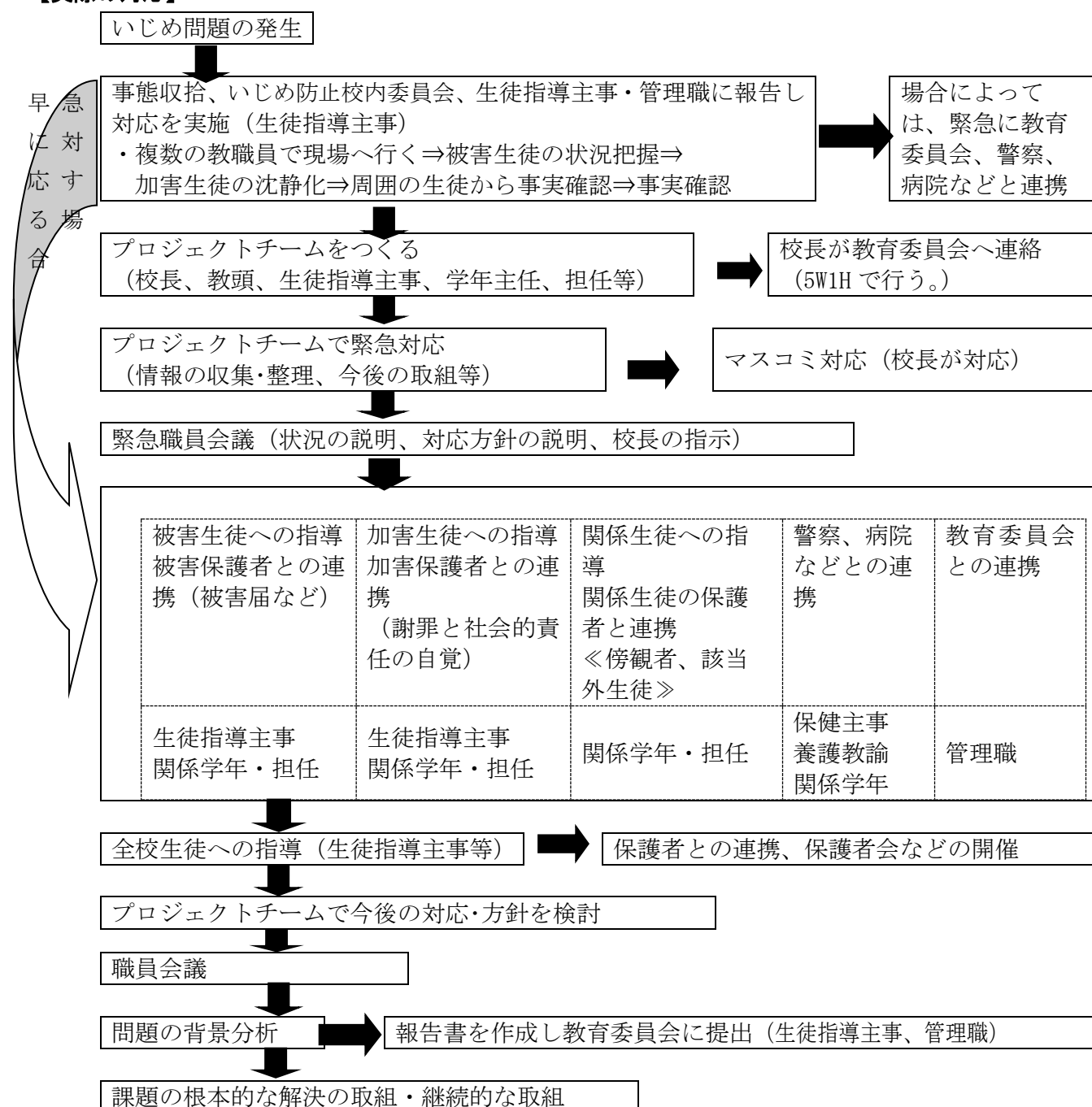
いこうとする雰囲気を醸成する。

- (4) いじめを防止するには、特定の生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、学校をはじめ広く社会全体で真剣に取り組む。
- (5) 生徒の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するためには、学校、保護者、地域住民市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する。
- (6) 生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない社会の実現に努める。

4 実施体制

- (1) いじめ防止やいじめの対処に関する措置を組織的・実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止校内委員会」を活用する。
- (2) いじめを把握した場合の対処の仕方について理解を深めるとともに、手順に沿って実施する。

【実際の対応】



5 いじめ防止等に係る具体的な対応

次の四つの視点で、計画的、体系的、組織的にいじめ防止対策に取り組む。

(1) いじめの未然防止

授業や行事等において生徒指導の三機能の機能化、人権教育・道徳教育の充実、開かれた学校づくりに心がけるとともに、開発的な生徒指導に留意して生徒の自己有用感や自己肯定感を培う。また、「いじめは命に関わる重要な課題である」との認識の下、「いじめをしない」、「いじめを許さない」、「いじめを自ら解決しようとする」生徒を育成する取組を行い、教育活動全体を通じて、人と人が触れ合い、多様な体験を通して豊かな人間性を培う全人教育の充実に努める。

(2) いじめの早期発見・早期対応

生徒が発する小さなサインを見逃さないよう努めるとともに、生徒が相談したいという信頼関係を築いていく。また、普段から個々の教職員が情報収集と共通理解のもとに取組を実施する。また、定期的なアンケート調査や教育相談等を行うことにより、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、日常的にささいな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応する。

(3) いじめへの対処

教職員が一人で抱え込むことなく、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ校内防止委員会」という。）等に迅速に報告し、校長のリーダーシップの下、全教職員が生徒を守りきるという立場に立ち、組織的な対応を行う。

(4) 学校・家庭・地域等との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、廿日市市教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関等がより一層連携・協力し、大人たちが生徒を見守るサポート体制を構築する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（法第28条）

【重大事態】

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態への対処

学校で重大事態が発生した場合には、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守る立場に立って事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同様の事態の再発を防ぐための調査を実

施する。

調査を実施するに当たっては、調査の内容をいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。（法第28条第2項）

ア 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長に、事態発生について報告する。
（法第30条第1項）

イ 「いじめ防止校内委員会」を母体にプロジェクトチームを設置し、教育委員会の指導の下、関係者への聴き取り調査、アンケート調査の実施その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための初期調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。
（法第28条第1項）

ウ 教育委員会は、市長に、初期調査の結果を報告するとともに、初期調査の結果に基づき、「廿日市市いじめ防止対策委員会」による調査を実施する。（法第28条第71項）

エ 教育委員会は、市長に、調査の結果を報告するとともに、調査の結果を踏まえた措置等を行う。

（3）再調査の実施

学校は、市長が重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再度学校による初期調査を行い、その調査結果と「廿日市市いじめ防止対策委員会」による調査の結果について調査が行われる。（法第30条第2項）

7 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- （1）いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- （2）いじめ防止対策委員会において、アンケート〔生徒・保護者を対象とする〕、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。

いじめ防止等のための年間計画

月	校内委員会	研修等	生徒指導部	教務部	保護者等連携	学校行事等	生徒会・部活動	各学年
4	いじめ防止 校内委員会	職員研修	民生委員連 絡会	授業参観・懇 談	いじめ防止 校内委員会 の周知 P T A 総会 P 常 任 委 員 会	始業式 入学式	新 入 生 オ リ エン テー シ ョン	
5	いじめ防止 校内委員会	職員個人面 談	命の大切さ について考 える日 アセス	授業参観・懇 談	P 役員総会 P 常 任 委 員 会		体育祭	
6	いじめ防止 校内委員会		教育相談 アンケート	授業参観・懇 談	P 常 任 委 員 会		中 体 連 春 季 大会	教育相談 期末テスト
7	いじめ防止 校内委員会		いじめアン ケート 期末懇談		P 常 任 委 員 会	終業式		C S W
8	いじめ防止 校内委員会	職員研修	学校関係者 評価委員と 連携		P 常 任 委 員 会			
9	いじめ防止 校内委員会	職員研修	教育相談ア ンケート		いじめ防止 校内委員会 の周知 P 常 任 委 員 会	始業式		
10	いじめ防止 校内委員会		アセス いじめアン ケート	授業参観・懇 談	P 常 任 委 員 会		中 体 連 新 人 大会	中間テスト 文化祭
11	いじめ防止 校内委員会	職員個人面 談	教育相談	授業参観・懇 談	P 常 任 委 員 会		文化祭	修学旅行 教育相談 期末テスト
12	いじめ防止 校内委員会	職員研修	期末懇談		P 常 任 委 員 会	終業式	生 徒 会 役 員 改選 リ ー ダ ー 研 修	
1	いじめ防止 校内委員会	職員研修	いじめアン ケート		いじめ防止 校内委員会 の周知 P 常 任 委 員 会	始業式	県新人大会	3 年 学 年 末 テスト
2	いじめ防止 校内委員会		教育相談ア ンケート 教育相談	授業参観・懇 談	P 常 任 委 員 会			教育相談 1・2 年 学 年 末テスト 鍋給食
3	いじめ防止 校内委員会	職員研修	学校関係者 評価委員と 連携		P 常 任 委 員 会	卒業式 修了式	3 年 生 を 送 る 会	

校務運営組織図

